

第五十八号議案

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年九月江戸川区条例第
五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「規則」を「江戸川区規則（以下「規則」という。）」に改め
る。

第十三条第一項第二号ニ中「滅失」を「滅失し、」に改め、同条第二項中「第
七条第二項かつこ書」を「第七条第二項括弧書」に改める。

第十五条第三項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法
第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条
の規定によるものとする。

付則第二項中「。以下「平成二十三年特別令」という。」及び「及び第十四条」
を削り、「第十三条第二項中」を「同項中」に改め、「と、第十四条中「年二パ
ーセント」とあるのは「年一・五パーセント（保証人を立てる場合にあつては、
年零パーセント）」を削る。

付則第三項中「及び保証人」を削り、「第十三条第一項及び平成二十三年特別
令第十四条第七項」を「第十四条第一項」に改める。

付
則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）の改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者等の収入又は資産の状況の報告等に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。